

## —あおぞら—

## 大気環境行政の現状と課題

環境省水・大気環境局大気環境課長  
長坂 雄一

我が国の大気汚染については、関係各位の様々な取組により、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準達成率がほぼ100%となるなど、全体として大きく改善されています。一方で、なお多くの課題が残されています。本稿では、大気環境に係る諸課題への対応についてご紹介します。

第一に、建築物の解体等に伴う石綿飛散防止対策です。建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策を一層強化するため、令和2年6月に大気汚染防止法を改正し、令和3年4月1日に一部を除き施行されました。法改正により、全ての石綿含有建材への規制対象の拡大、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け及び作業基準遵守の徹底のために直接罰が創設されました。また、法改正に併せて、事業者や自治体担当者を支援するため大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き、及び建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアルの改訂を行いました。今後、改正大気汚染防止法の円滑な施行に向けて、事前調査等を行う一定の知見を有する者の育成、事前調査結果の電子報告システムの構築等の対応等、石綿飛散防止対策に引き続き取り組んでまいります。

第二に、微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) 及び光化学オキシダントの対策です。PM<sub>2.5</sub>については、国内外の取組により大気環境が改善しているものの、一部の地域に環境基準非達成があります。また、光化学オキシダントは依然として環境基準達成率が極めて低く、これらの削減対策が必要とされています。国内対策としては、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ(平成27年3月)を踏まえ、引き続きモニタリング体制や科学的知見の充実を図りつつ、総合的な対策を検討・実施しています。また、光化学オキシダントについては、かねてより人の健康だけでなく、植物への影響についても問題となりました。加えて、主成分であるオゾンは短寿命気候汚染物質 (SLCPs) の一種とされ、地球温暖化防止の観点からも対策が求められています。こうした背景を踏まえ、新たに光化学オキシダント対策ワーキングプランの策定を進めており、大気汚染対策と気候変動対策の両面から、重点的に取り組んでまいります。

また、越境大気汚染の軽減のためには国際的な連携の強化が重要です。日中韓三カ国環境大臣会合の合意に基づき毎年実施している、大気汚染に関する三カ国政策対話が昨年7月にWEB開催され、大気環境の改善に向けた三カ国の緊密な連携を継続するとともに、「3+X」協力としてこれまでの成果を三カ国以外に共有・普及することとされました。このほかにも、多国間の枠組みである東アジア酸性雨モニタリングネットワーク (EANET) の活動を推進しており、昨年11月に開催された第22回政府間会合では、活動スコープを大気汚染全般に拡大することを盛り込んだ中期計画 (2021-2025) が策定されました。本年11月には日本のホストで第23回政府間会合を開催する予定であり、拡大スコープの下での具体的な活動等に関して議論を進めるとともに、関係者間の知見の共有や連携の強化を進めてまいります。

第三に、水銀大気排出対策です。水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成27年6月に大気汚染防止法が改正され、平成30年4月1日から施行されています。地方公共団体や関係団体の協力を得て対象施設における水銀濃度測定結果を収集すること等を通じて、改正法の適切な施行の確保や、より実態に即した水銀大気排出インベントリーの作成等を実施し、水銀の大気中への排出抑制を推進してまいります。

第四に、有害大気汚染物質対策です。現在の有害大気汚染物質のリストは平成22年の中央環境審議会の答申で見直されたもので、「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」として248物質が、「優先取組物質」として23物質が示されています。同答申では、物質と対策のあり方の継続的検討の必要性が指摘されており、前回見直しからおおむね10年が経過すること、PRTR対象物質の見直しが進められていることを踏まえ、有害大気汚染物質の選定及び効果的な対策のあり方の検討を進めてまいります。

環境省としては、各課題への対応を引き続き検討し取り組んでいく所存です。また、環境省や地方公共団体等において大気環境保全施策を講じていくためには、科学的知見を充実させていくことが不可欠であり、大気環境学会における様々な研究の成果に大いに期待しているところです。引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。